

高水管 第1165号
平成30年3月6日

関係各位

高槻市水道部

高槻市水道部発注工事必携の改定について

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本市の水道事業につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、高槻市水道部発注工事必携（以下「必携」という。）は平成23年10月の全面改定以降、GX形の採用に伴う一部変更等に加え、高槻市水道部発注工事に活用しているところであります。その後、必携が新たな法令等に合わなくなった事項については、工事ごとに特記仕様書等で対応してきたところでありましたが、平成27年10月の給水装置工事施行基準の改定で不整合も発生していることから、全面改定をすることにしましたので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 施行日 平成30年4月1日
2. 対象工事 平成30年度以降の契約工事
※平成29年度契約工事（継続工事）については、別途、協議を行います。
3. 新必携の提供
 - ① 時期 平成30年3月16日（金）～ 随時
 - ② 場所 水道庁舎 2F（管路整備課 工事チーム）
 - ③ 方法 **受取り希望日の前日までに電話連絡の上、データ入力用のCDを持参し、来庁をお願いいたします。**その場でCDに保存しますので、数分の待ち時間をご了承願います。
 - ④ 担当 管路整備課 工事チーム
4. 改定箇所 別紙（目次）

※各受注者には、平成30年度以降の初回受注工事の初回打合せ時に監督員等から必携改定内容の説明を行います。事前に熟読の上、必携を持参してください。

以上